平成２３年（フ）第１５６号
愛知県豊田市若林西町六反ケ坪59番地　ＫＴハウス２Ｂ号、従前の住所愛知県豊田市若林東町棚田３番地13
債務者　伊藤　眞一
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
愛知県高浜市論地町３丁目７番地47
債務者　大脇　國春
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
愛知県豊田市西中山町崩ケ崎２番地14
債務者　小黒　清治
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
愛知県みよし市福田町中屋敷55番地５
債務者　松浦　友晴
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
広島県福山市引野町南１丁目32番９―202号県営引野住宅、旧住所広島県福山市大門町１丁目39番22―１号
債務者　奥本　幸惠
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４０４号
茨城県久慈郡大子町大字浅川2290番地２
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４１号
茨城県那珂市菅谷1941番地237
債務者　市村　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上272番地　ゆうコーポⅠ102
債務者　花井　清孝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５号
静岡県御前崎市塩原新田71番地の１　ラベンダータウン203号
債務者　宮城真一こと　ミヤシロ・ネルソン・シンイチ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
愛知県一宮市萩原町高松字西郷裏170番地１グリーンヴィレッヂ萩原Ｄ201号
債務者　石原亜紀子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２４５号
京都府宇治市広野町寺山27番地の４
債務者　松　　道子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４６号
京都府宇治市小倉町南堀池68番地の57
債務者　松　　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８３号
京都市北区上賀茂葵之森町８番地　沢井方
債務者　永田　勝雄
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１５号
京都市西京区牛ヶ瀬西柿町20番地　エルパティオ桂南503
債務者　清水　直美（旧姓万殿）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
大分県日田市田島町753―５　カーサ高山102号、住民票上の住所大分県日田市大字友田3210番地１
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３４７号
愛知県岩倉市大山寺町東出３番地　メゾンヤマト206号
債務者　森田　静子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６６８号
千葉県松戸市殿平賀84番地　第５みどりハイツ201号
債務者　室伏　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部